

養豚農家のみなさまへ — PEDワクチンの供給 —

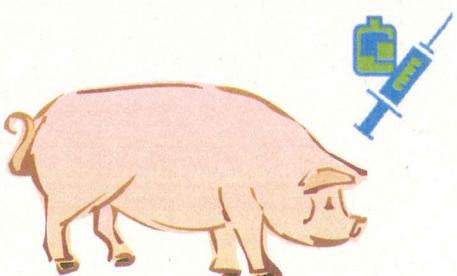
- メーカーの御協力により、本年 6 月までに約75万回分、7 ~ 9 月には約90万回分のワクチンが出荷される予定です。
【本年度は需要に応じて、約300万回分(平年の6倍)を出荷】
- ただし、4 月は製造の端境期であったこと、また、一部で当面必要とする量以上を手当てした様子が見られ、ワクチン入手しにくい地域や農場が出てきています。
- そこで、ワクチンの需給が安定するまでの当面の間、特に5月は、5月末までに接種する予定の数量だけを注文するようお願いします。

ワクチンの適切な購入

- 👉 お手元にワクチンがある場合は、先にそれを使ってください。
- 👉 5月に獣医師に依頼する指示書は、「1か月間の必要数量」としてください。

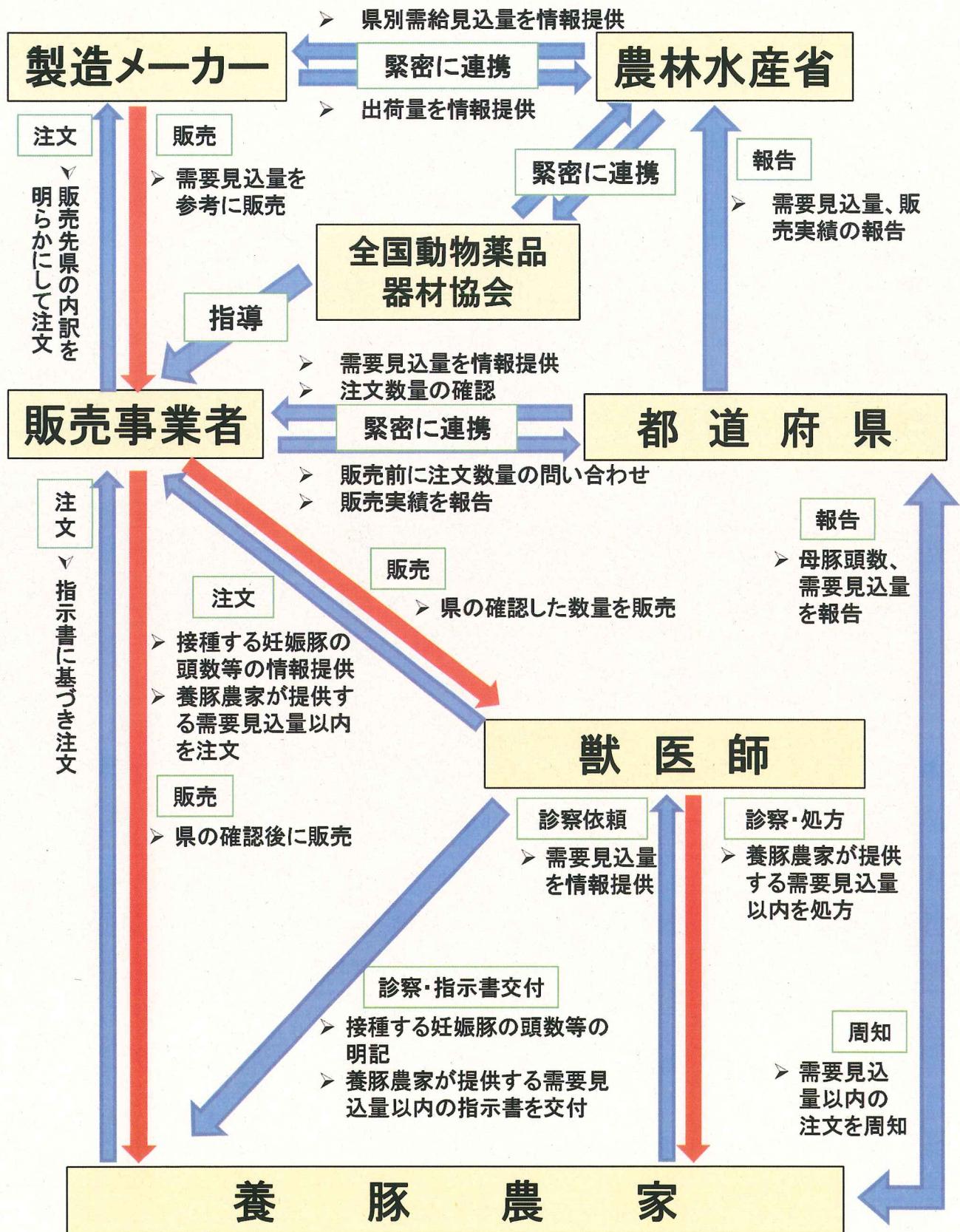
ワクチンの正しい使用

- 👉 ワクチンの接種適期を確認した上で使用してください。
- 👉 獣医師の指示に従い、妊娠豚にだけ使用してください。



農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

PEDワクチンの円滑な供給を促す仕組み



P E Dワクチンの円滑な供給の流れ

1. 都道府県別の需要見込量の作成

- 都道府県は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省（動物衛生課）に報告。
- 農林水産省は、都道府県別の需要見込量を作成（動物衛生課）し、製造メーカーに情報提供（畜水産安全管理課）。

2. 都道府県と販売事業者間の連携

- 都道府県は、販売事業者に需要見込量を提供。販売事業者は、需要見込量を参考にして、販売予定数量を決定。

3. 都道府県から養豚農家への周知

- 養豚農家に対し、需要見込量の範囲内で注文するよう周知。

4. 獣医師の指示書の交付

- 獣医師は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で指示書を交付。
- 養豚農家は、上記の指示書に基づき、販売事業者に注文。（既に購入したワクチンがある場合は、先に当該ワクチンを使用）

5. 販売事業者による都道府県への確認

- 養豚農家又は獣医師からの注文を受けた販売事業者は、注文数量が需要見込量の範囲であるか都道府県に問い合わせ、確認した後に販売。

6. 製造メーカーから販売事業者への販売

- 販売事業者からの注文を受けた製造メーカーは、農林水産省から提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に販売。

7. 実績の取りまとめ

- 販売事業者は、販売実績をとりまとめ、都道府県に報告。また、都道府県はこの取りまとめを動物衛生課に報告。